

久留米市ZEH化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の省エネルギー性能の向上を図り、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 久留米市ZEH化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）（以下「ZEH」という。）は、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

(2) B E L S

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に該当する久留米市内の戸建住宅とする。

- (1) 国がZEH普及促進を目的に本事業と同一年度内に実施する個人を補助対象とする補助金（以下「国ZEH補助金」という。）の交付を受けるものであること。
- (2) 平成27年12月に国（経済産業省）が策定したZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たすことが証明できるものであること（Nearly ZEHは除く）。
- (3) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が常時居住する住宅であること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象住宅を導入する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 補助対象住宅を新築する事業
- (2) 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業
- (3) 既存住宅をZEHに改修する事業

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 「くるめエコ・パートナー」会員であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 納付期限の到来している市税を滞納している者

(2) 規則第2条の2に規定する補助金等からの排除対象者

(補助金の額等)

第7条 補助の対象となる経費は、国ZEH補助金の補助対象となる設備の補助対象住宅への導入に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、補助金の額は1戸あたり10万円とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、国ZEH補助金の交付決定の日から1か月以内に申請を行わなければならない。

2 前項の申請者は、久留米市ZEH化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、別表1に定める書類を添付して申請しなければならない。

3 補助金の交付申請の受付は、交付決定額が予算額に達した日で終了するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、すみやかに審査し、規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定し、申請者に対し規則第7条の規定に基づく通知を行うものとする。

(中止の申請)

第10条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止しようとするときは、規則第12条の規定に基づき、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第9条の通知を受けた日が属する年度の3月31日（市の休日にあたる場合はその直前の休日でない日）までに、久留米市ZEH化推進事業実績報告書（第2号様式）に、別表2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助対象住宅の管理)

第12条 補助事業者は、補助金受領日から6年間は補助対象住宅の適切な維持管理を行わなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象住宅が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、前項の期間内において、補助対象住宅を売却し、譲渡し、貸与し、担保に供し、又は処分しようとするときは、規則第12条第1項の規定により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第13条 前条第2項の承認を受けた補助事業者は、既に交付された補助金の全部又は一部を市長が別に定める期日までに返還しなければならない。この場合において、返還しなければならない補助金の額は、市長がその都度定める。

(報告)

第14条 補助事業者は、補助金交付後に、エネルギー使用量及び発電量に関する定期報告をしなければならない。対象期間は、補助対象住宅の導入後2年間とする。

(調査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、補助対象住宅の施工完了後の状況等について、調査することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表1（第8条関係）

交付申請時の添付書類
補助事業に係る請負契約書の写し (契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること)
国ZEH補助金の執行団体に提出した交付申請書及び添付資料の写し
国ZEH補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書の写し
市税の滞納がないことの証明書（原本）（発行から1ヶ月以内のもの）
「くるめエコ・パートナー」市民会員参加登録申請書
申請書類の内容に関する連絡先（第3号様式）
その他市長が必要と認める書類

別表2（第11条関係）

実績報告時の添付書類
住民票の原本（発行から3か月以内のもの）
国ZEH補助金の執行団体に提出した実績報告書及び添付資料の写し
国ZEH補助金の執行団体から送付を受けた補助金確定通知書の写し
補助対象住宅のBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）認定証の写し（評価書にZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているものであること）
その他市長が必要と認める書類